

2014年浙江省知的財産権司法保護 10大事件

出所：民事審判第三廷

1. 原告上蔣ハム工場 v. 被告雪舫工貿商標権侵害紛争事件 【(2013)浙知終字第301号】

【入選理由】

生産方式の発展とビジネスモデルの革新に伴い、商標の使用許諾制度はビジネス活動においてますます幅広く活用されるようになってきている。しかし、当事者の法律意識の低さや関連法律規定の曖昧さ等により、商標の使用許諾をめぐる紛争が頻発している。本件は商標使用許諾の過程で発生した商標権侵害紛争である。係争商標「雪舫蔣」は明の時代に創業した中華老字号（中華老舗）で、ハム業界において高い知名度を有する。当事者双方はこの商標をめぐる極めて激しい対立を呈しながら争いを繰り返した。調停が合意に至らない中、第二審法院（法院は日本の裁判所に相当）は速やかに判決を下して法律規則を明らかにし、法適用をめぐる数々の難題を適切に解決し、長期的で重大な契約の履行において当事者が守るべき信義誠実の原則、そして商標ライセンサーが使用許諾を受けた商標と自身が登録した商標とを同一の製品に使用する行為は商標権侵害該当することを明らかにした。契約の解除、商標権侵害に関する理論の深化と開拓にとって有益な試みとなり、好ましい社会的効果をもたらした。

【事件概要】

東陽市上蔣ハム工場（以下、「上蔣ハム工場」）は、第300388号商標「雪舫蔣」の登録者で、登録査定を受け、商標種類をハムに指定した。上蔣ハム工場は2007年、当該商標の独占ライセンスを浙江雪舫工貿有限公司（雪舫工貿）に付与し、ライセンス使用期間を2028年までとした。双方はライセンス契約の中で、「ライセンス料は年間18万元とし、雪舫工貿は、1年前の10月1日までに翌2年間のライセンス料を支払わなければならない。期限超過期間が1か月に達する、又は期限超過期間が累計3か月に達する場合、上蔣ハム工場は一方的に契約を解除することができる。雪舫工貿は、ライセンスの独占使用期間において品質を重視し、『雪舫蔣』ハムのブランドイメージを傷つける行為を一切してはならない」と取り決めた。雪舫工貿は2007年、2009年に2回、東陽市歌山鎮村級財務代理センター（以下、「財務代理センター」）にライセンス料36万元を振り込んだ。2011年11月2日、上蔣ハム工場は、雪舫工貿が支払期限を超過したという理由で契約解除を求めた。雪舫工貿は翌日、この通知を受け取り、同日、財務代理センターにライセンス料36万元を振り込んだ。また、2011年9月から2012年3月までの期間、上蔣ハム工場は各地の「雪舫蔣」専門店でも数回にわたりハムを購入したところ、購入したハムの包装とパンフレットに「雪舫蔣」、「吳寧府」の商標が同時に表示されていた。

2012年3月22日、上蔣ハム工場は、商標権が侵害されたとして雪舫工貿を金華市中級人民法院（日本の地裁に相当）に上訴した。上蔣ハム工場は「雪舫工貿は、自分が登録した商標『吳寧府』と『雪舫蔣』とを無断でハム製品に混用し、上蔣ハム工場の商標権を侵害した。雪舫工貿が期限を過ぎてからライセンス料を支払い、ライセンス契約が解除された後も『雪舫蔣』を継続して使用する行為は商標権侵害を構成する」と主張し、権利侵害行為の停止と損害賠償金501万元の支払いを雪舫工貿に命じる判決を求めた。

第一審法院は審理の結果、「雪舫工貿は、期限を1か月以上過ぎてからライセンス料を支払い、かつ製品に『吳寧府』と『雪舫蔣』の商標を同時に表示したことにより『雪舫蔣』のブランドイメージを傷つけ、上蔣ハム工場は一方的に契約を解除する権利を有する。雪舫工貿が契約解除後も継続して商標『雪舫蔣』を使用することは権利侵害に該当する」と判断した。2013年7月2日、法院は、雪舫工貿に対し商標「雪舫蔣」の使用差止と損害賠償金18万円の支払いを命じる判決を下した。

一審判決後、上蔣ハム工場、雪舫工貿はいずれもこれを不服とし、浙江省高級人民法院に上訴した。

第二審法院は審理の結果、次のように判断した。

一．契約を解除したか否かの問題について。第一に、商標「雪舫蔣」は、雪舫工貿の長年の宣伝、使用により、すでに高い知名度を有している。ライセンス期間が20年余に及ぶ中で、取引の社会通念から推断して、雪舫工貿は支払遅延の主観的な意図を有さない。雪舫工貿が解除通知を受け取ってから直ちにライセンス料を支払ったことは、契約履行を継続する意思があることを示している。事件の経緯から考えて、雪舫工貿がライセンス料を滞納したのは、支払口座に疑問があったことによるものであり、かつ違約の情状が軽微であるため、契約目的の実現に実質的な影響を及ぼしていない。第二に、契約の履行においては信義誠実の原則を遵守しなければならない。上蔣ハム工場が契約解除の重大性を知り得ていながら、適時に善意をもって支払口座の告知と明示を行わず、相手方の違約の情状が軽微であるにもかかわらず契約を解除したことは契約上の付随義務に違反する。第三に、契約の解除は、雪舫工貿の正常な生産・販売活動に著しい悪影響を及ぼすのみならず、雪舫工貿が長年注いできた努力も合理的な見返りが得られないほか、「雪舫蔣」ブランド自体の成長にとっても不利である。雪舫工貿の軽微な違約行為のみに起因して契約を解除し、雪舫工貿の深刻な損失を招くことは、双方の利益のバランスを著しく損ね、公平を失うことになる。以上のことから、上蔣ハム工場は一方的にライセンス契約を解除する権利を有さない。

二．商標権侵害に該当するか否かの問題について。商標の基本的な機能は商品の出所を識別することであり、商標使用許諾制度の目的の一つは、商品の出所の唯一性を保証することにある。雪舫工貿は、使用許諾を受けた商標と雪舫工貿自身が登録した商標とを無断で同一のハム製品に表示することで、同一商品に2つの出所を生じさせた。客観的な影響から考えて、消費者は2つの商標およびその所有者間の関係を知らないため、両者が指向する商業上の出所に同一性があると考えられる可能性が高く、それによって商標「雪舫蔣」の識別機能の正常な働きに影響が及ぶ。さらに、ライセンス使用関係が終了した後、2つの商標が同類の商品にそれぞれ単独で使用される場合、先行する混用行為の存在により、消費者はなおも「吳寧府」の商品と「雪舫蔣」の商品の商業上の出所が同一であると考え、市場の混同をもたらす。したがって、雪舫工貿の行為は権利侵害に該当する。以上のことから、2014年4月30日、原判決を取り消し、雪舫工貿に対しハム製品に「雪舫蔣」と「吳寧府」を同時に使用する行為の停止、ならびに損害賠償として15万円の支払いを命じる判決を下した。

第二審判決後、上蔣ハム工場は最高人民法院（日本の最高裁に相当）に再審を請求したが、最高人民法院は2014年12月3日、上蔣ハム工場の再審請求を棄却した。

2. 原告広州星河湾公司、浦東星河湾公司 v. 被告港龍公司
商標権侵害・不正競争紛争事件
【(2013)浙知終字第300号】

【入選理由】

近年、不動産業の急成長、ブランド競争の熾烈化に伴い、他者のブランドの信用にただ乗りする現象がしばしば発生している。とはいえ、過去の裁判実務において、係争商標が登録許可を得るとき、商品住宅に完全に対応する商品ジャンルがなく、かつ商品住宅には位置が固定されている、価格が非常に高いといった特徴があるため、法院は往々にして商品とサービスが類似しない、需要者が混同しにくい等の理由で権利侵害が成立しないと認定する。本件は、浙江省で初めてほかの商標と近似する商品住宅の名称を使用する行為が権利侵害に該当すると認められた事件である。第二審法院は既存の裁判方法を打破し、係争登録商標が確定する不動産管理等のサービスが商品住宅と類似すると判断し、商標の知名度と被告の主観的な意図を踏まえ、登録商標と係争ロゴが近似に該当し、需要者の誤認を招きやすいと判断した。また、権利侵害責任に関して、商品住宅の所有権者が入居していない等の実情に基づき、商標権者と区分所有権者の権利・利益、公共の利益の均衡を図った上で、被告に対し、係争商品住宅の名称使用を差止める判決を下すことで、不動産市場における「フリーライド」現象を抑止し、不動産サービス商標保護が困難である問題を解決した。

【事件概要】

広州星河湾実業発展有限公司（以下、「広州星河湾公司」）は第 1946396 号、第 1948763 号の登録商標「星河湾+Star River+図面」の権利者で、2つの商標はそれぞれ使用範囲として第 36 類の不動産管理、不動産代理等のサービス、第 37 類の建築、室内装飾・修理等のサービスに使用するものと査定された。上海浦東星河湾房地產開発有限公司（以下、「浦東星河湾公司」）は、上述の2つの商標の被許諾者である。浙江港龍置業有限公司（以下、「港龍公司」）が許諾を得ず不動産物件「東方星河湾」を開発、販売し、かつ宣伝資料において「星河湾が嘉善に降ってきた」等の誤解を招くキャッチフレーズを使ったことは商標権侵害、不正競争に該当するとして、2013年4月7日、両社は嘉興市中級人民法院（日本の地裁に相当）に提訴し、港龍公司に対し商標権侵害および不正競争行為を直ちに止め、影響を除去する民事責任を負担するとともに、経済的損失および合理的な支出として計 50 万元を賠償するよう求めた。

第一審法院は、次のとおり判断した。港龍公司は、「東方星河湾」をその商品住宅名称とし、パンフレット上に商標として使用したが、商品住宅に使用したのであり、係争商標「星河湾+Star River+図面」の使用範囲として査定された第 36、37 類サービスとは、商品、サービスの類似を構成せず、商品住宅「東方星河湾」の出所、建造主体、販売主体について需要者に誤認、混同を生じさせることはないため、商標権侵害に該当しない。港龍公司が開発した不動産物件は、浙江省嘉善県内に限定され、業務範囲に不動産の開発、建造、販売を含まない広州星河湾公司と業務範囲が上海市に限られた浦東星河湾公司是競争関係にならない。係争証拠は商品住宅「星河湾」が周知商品であること、そして「星河湾」の企業の屋号としての知名度を証明するに足りない。また、不動産物件の固有の特性、販売の特徴も商品住宅の出所と商品住宅の販売主体に対する需要者の誤認を容易に生じさせるものではない。したがって、港龍公司が提訴された行為は不正競争に該当しない。以上のことから、第一審法院は 2013 年 6 月 28 日、広州星河湾公司と浦東星河湾公司の訴訟上の請求を棄却する判決を下した。

広州星河湾公司と浦東星河湾公司是これを不服とし、浙江省高級人民法院（日本の高裁に相当）に上訴した。

第二審法院は、審理の結果、次のとおり判断した。係争商標は、使用範囲として第 36、37 類サービスを指定したが、国家商標局「關於“商品房”如何確定類別問題的復函」（「『商品住宅』の類型をいかに確定するかの問題に関する返答書」）によると、商品住宅の販売、建造サービスはそれぞれ第 36、37 類として申告することができる。かつ商品住宅と上述の 2 つのサービスを比べると、両者は消費対象、販売チャネル等に関して基本的に同一であり、相互間に特定の関係が存在するため、類似する商品、サービスに該当する。係争商標「星河湾+Star River+図面」の主体部分である「星河湾」は造語であり、固有の識別性が強く、かつ実際に使用されることで一定の知名度を獲得している。係争商標の主要語彙である「星河湾」は係争商標の主体部分と同一で、アートフォントの表現方法も似ているため、両者は近似に該当する。港龍公司是、係争商標と商品住宅「星河湾」の知名度を知り得ているべきにもかかわらず、宣伝において「星河湾が嘉善に降ってきた」等の言い回しを使用することには、明らかに他人の商標の信用にただ乗りしようとする意図がある。港龍公司在「東方星河湾」を商品住宅の名称とし、商品住宅販売センターの装飾、住宅団地の設備、営業広告、物件販売カタログ、宣伝資料に係争商標を強調して使用したことは、需要者の混同、誤認を招くに足り、商標権侵害に該当する。以上のことから、2014 年 9 月 26 日、原判決を取り消し、港龍公司に対し侵害行為を止め、経済的損失として 15 万円を賠償するよう命じる判決を下した。

3. 原告広匯公司 v. 被告近湖公司 不正競争紛争事件 【(2013) 浙知終字第 387 号】

【入選理由】

市場競争の本質は、ビジネスチャンスの争奪であるが、ビジネスチャンスが保護を得るための条件はまだ法律で明文化されていない。本件はビジネスチャンス保護に関わる新しいタイプの不正競争紛争である。第二審法院は「反不正当竞争法」（不正競争防止法）の一般条項をもとに、地上駐車スペースの運営者が実施する、計画範囲外に駐車スペースを設置する行為は地下駐車場運営者が合理的に取得を期待できるビジネスチャンスを不当な手段で強奪する行為であり、不正競争を構成すると認定し、ビジネスチャンスが「不正競争防止法」の保護を得るための構成要件を明らかにした。また、権利侵害による損害賠償金額を確定するにあたって、地下駐車場運営者の損失を優先的に配慮するとともに、挙証の妨害を防ぐ規則を適用して原判決を変更し、損害賠償額を増やすことで、「保護強化」という司法の方向性を示し、権利者が侵害行為によって被った損失を十分に補った。

【事件概要】

杭州双牛大廈は、16 台分の地上駐車スペース、170 台分の地下駐車スペースを計画していた。

2003 年、杭州広匯企業管理諮詢有限公司（以下、「広匯公司」）は 150 台分の地下駐車スペースの所有権を取得した後、その管理を訴外者に委託し、料金を 15 元/3 時間とし、3 時間を超えた場合は、1 時間あたり 5 元徴収すると規定した。2010 年、杭州近湖物業管理有限公司（以下、「近湖公司」）は双牛大廈管理組合から依頼を受け、「物業紅線」（計画部門が建設業者に許可した床面積。一般に赤い線で図面上に記され、法的効力を有する——訳注）内の地上交通、車両の走行・停泊を管理し、地上駐車スペースの駐車料金を 10 元/8 時間と規定した。近湖公司是管理において避難経路、消防活動用空地、緑地等を不法占用して 100 台分近くの地上駐車スペースを追加し、住宅団地の車道の入口と地下駐

車場の車両進入路の入口で車両を停止させて先に駐車料金を徴収し、上述の避難経路等の位置に停車するよう利用者を誘導した。広匯公司是、近湖公司の行為が不正競争に該当するとして、2013年3月14日、杭州市中級人民法院に提訴し、近湖公司に対し不正競争行為を直ちに止め、経済的損失として506万元を賠償するよう求めた。

第一審法院は審理の結果、「近湖公司の係争行為は不正競争に該当する。近湖公司が侵害行為によって取得しうる利得を踏まえて事情を斟酌して賠償金額を決定する」と判断し、2013年9月3日、近湖公司に対し不正競争行為を直ちに止め、広匯公司に経済的損失として73万元を賠償するよう命じる判決を下した。

第一審判決後、広匯公司、近湖公司是これを不服とし、浙江省高級人民法院に上訴した。

第二審法院は審理の結果、次のとおり判断した。広匯公司の地下駐車場の駐車スペースの所有権から派生する合法的利益は、取得が合理的に期待できるビジネスチャンスを含め、いずれも「不正競争禁止法」が保護する法益の範囲に属している。広匯公司与近湖公司の間で、双牛大廈の駐車料金の徴収について直接的な競争関係が存在する中で、近湖公司が実施した、計画範囲を超えて駐車スペースを設置する、車両を停止させて先に駐車料金を徴収する、上述の位置に停車するよう利用者を誘導するといった関連する一連の競争行為によって、利用者は取引を行うにあたって双牛大廈の駐車場に関する情報を正しく、隈なく知ることができない。これは利用者の自主的選択権を妨害すると同時に、150台分の合法的な地下駐車スペースについて取得が合理的に期待できるビジネスチャンスを強奪し、不動産サービス業者が遵守すべき業界の慣習と公認の商業倫理に悖り、「不正競争防止法」第2条に基づき、不正競争に該当すると認定しなければならない。損害賠償金額を確定するにあたって、広匯公司が規定する駐車料金と損失状況を優先して斟酌しなければならない。また、近湖公司が会計帳簿の提供を拒否する中、挙証の妨害を防ぐ規則を適用し、広匯公司の主張と提供した証拠を適度に参照して賠償金額を決定し、悪意ある侵害行為に対する懲罰を強化しなければならない。係争の各要素を踏まえると、原判決で確定された73万元の賠償金額は低すぎて、広匯公司の損失を十分に補償できない。以上のことから、2014年2月25日、近湖公司に対して直ちに不正競争行為を止めるよう命じる原審判決を変更し、近湖公司が経済的損失として109万元を広匯公司に賠償するよう命じる判決を下した。

第二審判決が言い渡された後、近湖公司是最高人民法院に再審を請求した。最高人民法院は、2014年12月19日、再審請求を棄却した。

4. 原告ディースクエアード社 v. 被告ビルプラス社、諾和公司 不正競争紛争事件 【(2013)浙知終字第407号】

【入選理由】

ビジネス活動において、誠実さを欠く事業者が広告等を利用し、商品について実際の内容と異なる虚偽宣伝を行い、消費者の誤解を招くことがしばしばある。こうした行為は公認の商業倫理に悖り、正常な市場秩序を損ねるため、法律により規制されなければならない。とはいえ、虚偽宣伝に関わる不正競争事件の中で、虚偽宣伝が需要者の誤解を招くだけで、訴訟を提起した競争者に対して直接的な損失をもたらしていない場合、訴訟を通じて権利を主張する資格が原告にあるか否かについては現時点でまだ見解の相違が大きい。第二審法院は、行政管理機関による取締りを待つのでなく、不正行為の制止、公平な市場競争の促進の視点から、被告の行為が虚偽宣伝に該当すると判断した上で、係争行為が原告に直接的な損害をもたらしていなくても、原告は被告に対し権利侵害の法的責任の負担

を求める権利を有すると判断したことは、知的財産権保護において司法が果たすべき主導的役割を十分に反映している。

【事件概要】

ディースクエアード TM S. A (DSQUARED2 TM S. A.、以下「ディースクエアード社」)はアパレル業者で、国内の販売取次店を通じて、中国国内でアパレル製品を販売している。ディースクエアード社は、ビルブラスリミテッド(以下、「ビルブラス社」)と浙江諾和服飾有限公司(以下、「諾和公司」)が事業活動において「DSQUARED」、「DSQUARED²」という周知商品に特有な名称を使用し、虚偽宣伝を行ったと考え、2012年2月1日に杭州市中級人民法院に上訴し、両社に対し侵害行為を止め、影響を除去し、経済的損失として計50万元を賠償するよう求めた。

第一審法院は審理の結果、次のとおり判断した。ディースクエアード社は、「DSQUARED」、「DSQUARED²」が同社の主張する周知商品の特有の名称に該当することを証明しておらず、自身がビルブラス社、諾和公司の実施する虚偽宣伝行為の直接的なステークホルダーであることを証明していない。また、事件の実情により、係争の虚偽宣伝行為は行政管理機関によって審査、処理を行う必要がある。以上のことから、2013年9月16日、ディースクエアード社の訴訟上の請求を棄却する判決を下した。

第一審判決後、ディースクエアード社はこれを不服とし、浙江省高級人民法院に上訴した。

第二審法院は審理の結果、次のとおり判断した。既存の証拠条件の下で、ビルブラス社、諾和公司による「DSQUARED」、「DSQUARED²」の使用行為はディースクエアード社が主張する周知商品の特有の名称に対する侵害に該当しない。しかし、虚偽宣伝行為に関しては、訴訟の双方当事者が同業者であり、直接的な市場競争関係があり、かつ宣伝内容が実情に合わず、誤解を招く虚偽の内容が存在する、または陳述内容が真実であっても、人に曖昧な判断や誤解を招きさえすれば、人民法院は民事訴訟において虚偽宣伝に該当するという認定を下すことができる。現在ビルブラス社、諾和公司がインターネット上でダウンロードした欧米の芸能人の画像をそのパンフレットの内容とし、自身と提携関係のない複数のファッション雑誌を提携メディアとしてブランドPRを行うことは、信義誠実の原則と公認の商業倫理に悖り、虚偽宣伝行為に該当する。とはいえ、ディースクエアード社はそれによって直接的損害を被ったことを証明できていないため、ディースクエアード社の損害賠償を求める訴訟上の請求を支持しない。以上のことから、2014年10月13日、第一審判決を取り消し、ビルブラス社、諾和公司に対し、直ちに虚偽宣伝行為を止めるとともに、影響を除去するため「浙江法制報」に声明を掲載するよう命じる判決を下した。

5. 原告紅運公司 v. 被告王林斌氏 一連の意匠特許権侵害紛争事件

【(2014)浙台知民初字第1019-1024号】

【入選理由】

知的財産訴訟において、行為保全制度は権利者の合法的な権利・利益を速やかに保護するために極めて重要な役割を果たしている。第一審法院は、この一連の事件において行為保全措置を活用して、被告が作成した、イ号製品の生産に用いる金型を差し押さえ、イ号製品の生産・製造行為を速やかに制止した。被告は、行為保全措置を講じられた後、金型を廃棄処分し、生産を停止することを約束した。今回の行為保全により、権利者は最小の

コストで権利保護の効果を実現し、当事者の合法的な権利・利益を速やかにかつ有効的に保護することができた。

【事件概要】

浙江省台州市黄岩区は国から「中国黄岩国家級電気自動車・部品産業基地」の称号を得ると同時に、「中国の金型の里」とも呼ばれている。台州市黄岩紅運機車部件有限公司（以下、「紅運公司」）は、黄岩区における電動自転車部品のトップメーカーで、巨額な投資を通じて数々の電動自転車部品を開発し、「電動自転車」、「電動自転車用フロントウォール」、「電動自転車用ヘッドランプ」、「電動自転車用フロントターンシグナルランプ」、「電動自転車用テールランプ」、「電動自転車用左右装飾ボード」の6つの意匠特許権を取得した。王林斌氏は台州市黄岩軒豪塑料金型廠のオーナーで、訴外者から紅運公司の上述の特許製品の模造に用いる金型の製造を受託していた。紅運公司は状況を知り得た後、王氏と幾度か協議を行うものの合意に達せず、台州市中級法院に訴訟を提起し、侵害行為の差止めを請求し、イ号製品の生産に用いる金型を差し押さえるよう求めた。台州市中級法院は速やかに審査し、法により係争金型の差押えと侵害行為の差止めを命じる決定を下し、その場で王氏に勧告し、法知識、利害得失について教え諭した。不法行為の責任を知った後、王氏は以後侵害行為をしないことを約束し、係争金型の廃棄処分に同意し、両当事者は和解に達した。台州市中級法院は2014年12月15日、紅運公司に訴訟の取下げを許可する決定を下した。

6. 原告聚合公司 v. 被告浙江移動公司、融創公司等 コンピューターソフト著作権侵害紛争事件 【（2013）浙知終字第289号】

【入選理由】

イ号のソフトウェアは、浙江省の多くの病院が患者にオンライン予約受付サービスを提供するためのプラットフォームであり、さまざまな方面に関わり、影響力が大きく、各界から広く注目を浴びている。各当事者が書面のソフトウェア開発委託契約を締結しておらず、権利義務が明らかでない中、第二審法院は受託者が有するソフトウェア作品の著作権の内実および委託者が委託する創作作品の使用権限を正確に線引きし、それをもとに権利侵害の認定を下し、権利者の合法的な権利・利益を保障した。また、イ号のソフトウェアが公衆に恩恵をもたらし、使用を停止することで患者の診療予約受付に多大な不便をもたらすことを考慮したため、侵害行為停止を命じる判決を下さず、賠償金額を引き上げる形で著作権者の権利・利益に対して十分な救済を与え、権利者と需要者の間における利益の均衡を図り、法的効果と社会的効果の両立を実現した。

【事件概要】

浙江省衛生情報センター（以下、「情報センター」）が浙江省衛生庁（以下、「省衛生庁」）を代表し、筆頭となって浙江省の医療機関向け診療予約システムの整備を進めた。当該システムは中国移動通信集団浙江有限公司（以下、「浙江移動公司」）が責任を負い、その全額出資子会社である浙江融創信息产业有限公司（以下、「融創公司」）が実施する。融創公司はこのシステムソフトウェアの開発を杭州聚合網絡科技有限公司（以下、「聚合公司」）に委託した。2010年9月27日、聚合公司が開発したシステムのオンライン試運転を開始した。2011年9月末、聚合公司与浙江移動公司、融創公司との間でシステム動

作後の提携をめぐる紛争が生じたため、浙江移動公司、融創公司是、同年10月9日から聚合公司が開発したソフトウェアの使用を停止し、聚合公司が開発したソフトウェアの一部のソースコードを利用して再開発したソフトウェアの使用を開始した。聚合公司是、浙江移動公司、融創公司、省衛生庁、情報センターが許諾を得ず係争ソフトウェアを複製、剽窃した行為は自身が有するソフトウェア著作権を侵害したと考え、2011年11月8日、杭州市中級人民法院に提訴し、4被告に対し侵害行為を止め、公開で謝罪し、影響を除去し、経済的損失として50万元を共同で賠償し、互いに連帯責任を負うよう求めた。

第一審法院は審理の結果、次のとおり判断した。浙江移動公司与融創公司、聚合公司との間で、イ号のソフトウェアについて事実上の開発委託契約関係が存在する。このソフトウェア著作権の帰属について取り決めを定めていないため、聚合公司がこのソフトウェアの著作権を有する。また、使用作品の範囲について取り決めを定めていない状況であれば、委託者は創作委託の特定目的の範囲内でこの作品を無償で使用することができる。融創公司是聚合公司が開発したソフトウェアの一部ソースコードを利用して新しいソフトウェアを開発した行為はもとの使用範囲を超えておらず、かつ第三者に提供していないため、合法的な無償使用の範囲にある。以上のことから、2013年5月28日、聚合公司的訴訟上の請求を棄却する判決を下した。

第一審判決後、聚合公司是これを不服とし、浙江省高級人民法院に上訴した。

第二審法院は審理の結果、次のとおり判断した。聚合公司是、係争ソフトウェアの著作権を有し、浙江移動公司、融創公司是委託者としてこのソフトウェアを実際のコンピューターの使用環境またはその機能、性能改善の目的に用いることに基づいてのみ、必要な修正を行うことができ、かつソフトウェア作品における創作委託というもとの目的の範囲において継続して使用しなければならず、プログラムソースコードに対して任意に修正を施して使用する、または再開発して利用することをしてはならない。そうでなければ、受託者が有するソフトウェア著作権が形骸化してしまう。したがって、融創公司是浙江移動公司的依頼を受け、聚合公司が開発したソフトウェアの一部ソースコードを無断で利用して新しいソフトウェアを開発した行為は、無償使用の範囲になく、著作権侵害に該当する。イ号のソフトウェアは明らかに公益の属性があり、使用を停止すべきではないため、賠償金額をその分引き上げる。以上のことから、2014年4月4日、原判決を取り消し、浙江移動公司、融創公司に対し共同で20万元を聚合公司に賠償するよう命じる判決を下した。

7. 原告科元公司 v. 被告聯能公司 市場支配的地位濫用紛争事件 【(2013) 浙甬知初字第 86 号】

【入選理由】

「反壟断法」(独占禁止法)は経済憲法と呼ばれ、自由で公平な市場競争メカニズムの維持、消費者の利益と社会公共の利益の保護にとって、重要で現実的な価値を有する。「独占禁止法」違反事件における関連市場の確定、市場競争力の分析、競争促進と反競争効果の認定は、知的財産権の裁判分野において最も難解とされている問題である。本件は、公企業の市場支配的地位の濫用に関わる典型的な事件で、国内でも屈指の「独占禁止法」関連事件である。第一審法院は需要、供給の代替性分析および仮定的独占者テスト等のさまざまな経済分析の方法を通じて関連市場を正確に線引きし、関連市場の構造と競争状況をもとに、係争公企業が市場支配的地位を有するか否かの判断にとって有意義な手本を示した。

【事件概要】

寧波聯能熱力有限公司（以下、「聯能公司」）は、寧波市北侖区青峙工業園區における公用の性質を持つ熱供給事業者であり、寧波科元塑膠有限公司（以下、「科元公司」）と聯能公司是熱供給契約を締結した。科元公司是、聯能公司在熱供給契約を履行する中で、独占価格の設定、取引拒絶、一括取引、差別待遇等、数々の市場支配的地位を濫用する行為をしたとして聯能公司を寧波市中級人民法院に提訴し、双方が締結した契約における熱供給損失費の徴収、最低使用熱量の設定に関わる協定条項の無効確認、聯能公司在上乗せ徴収したガス料金 593 万 7,766 元の返還を求めた。

寧波市中級人民法院は審理の結果、次のとおり判断した。本件は関連市場の確定、公企業である聯能公司在関連市場の支配的地位を有するか否か等が中心的な問題である。第一に、需要の代替性の視点から関連商品を分析・確定すると、熱蒸気はその物理的な特殊性により、その他の類の商品では完全にその機能を代替することができない。パイプラインにより長距離輸送された熱蒸気は近くにボイラーを設置することで蒸気を直接生産することによって代替できるが、実際、ボイラーが直接生産する蒸気はコストが高すぎるため、その代替性は高くなく、熱蒸気との強い競争関係を有しない。したがって、関連商品市場はパイプラインにより輸送される熱蒸気であると確定された。当地の熱源事業者の地理的分布、既存のパイプラインの地理的位置を鑑み、需要、供給の代替性分析と仮定的独占者テストを通じて分析を進めると、当地の別の熱供給業者である開發区熱電公司是、その既存の熱供給パイプラインと科元公司との距離がわずか数百メートルであり、パイプライン改造・延長コストが生じうるガス売上高が許容範囲に入るはずであるため、開發区熱電公司与聯能公司是青峙工業園區の地理的範囲内において有効な競争を構成でき、その他のガス供給事業者はパイプラインの敷設コスト、時間コストの制約を受け、青峙工業園區における競争に参入できない。したがって、本件の関連市場の地域的範囲は「熱蒸気商品の供給事業者である聯能公司与開發区熱電公司在競争を繰り広げる、おおそ青峙工業園區の地域的範囲であると画定しなければならない。最終的に、関連市場は、2011 年 5 月から 2012 年 5 月までの間、おおそ青峙工業園區の地域においてパイプラインを通じて輸送する熱蒸気商品市場と画定する。第二に、公企業である聯能公司在関連市場の支配的地位を有するか否かに関して、公企業である聯能公司是関連市場において必然的に市場支配的地位を有しているわけではない。市場構造と市場競争の具体的な要素の分析から、次の結論を導き出せる。関連市場における別の事業者である開發区熱電公司に比べて、聯能公司是関連市場の市場シェア、原材料調達市場もしくは流通市場を支配する能力、財力、技術的条件に関して優位性を有していない。他の事業者は熱供給市場のサプライチェーンにおいて、聯能公司に対する顕著な依存関係が存在しない。関連市場の進出には、必須設備である熱供給パイプライン、高額の資金、技術要件の障害もしくは障壁が存在する。聯能公司与開發区熱電公司是、間接的な関連会社であるとはいえ、両者間に実質的な競争関係が存在しないことを証明する証拠がない。以上の要素を踏まえると、本件の関連市場において、公企業である聯能公司是、熱供給業界の市場に進出する上で障害または障壁が存在するが、関連市場においてなお競争が存在するため、聯能公司是関連市場において市場支配的地位を有さない。以上のことから、2014 年 3 月 3 日、科元公司的訴訟上の請求を棄却する判決を下した。

第一審判決後、双方当事者は上訴を提起しておらず、原判決が発効済みである。

8. 吳文俊氏らによる著作権侵害事件 【(2014) 浙台知刑終字第 4 号】

【入選理由】

エミュレーションサーバーとは、著作権者の許諾を得ず、サーバーサイドのインストールプログラムを不当に取得した後、開設したネットワークサーバーである。エミュレーションサーバーの違法運営者はゲームプレイヤーにゲーム内仮想通貨を売却する等の形で私利をむさぼり、ゲームソフトウェア著作権者の利益を深刻に侵害する。近年、ゲームのエミュレーションサーバーをめぐってエミュレーションサーバー運営者、サーバーサプライヤー、広告代理店、広告掲載プラットフォーム、決済プラットフォーム等の一連のサプライチェーンが形成された。本件は、広告代理店という重要な中間段階における犯罪に関わる事件である。第一審法院、第二審法院は被告人が犯罪活動に用いた資金口座の入金・出金状況をもとに、エミュレーションサーバーの広告代理の資金のやり取りの慣例に適合すると判断し、各被告人の広告代理業務に関する利益率およびその他相互に裏付ける供述等の証拠を組み合わせ、著作権罪の侵害を構成すると認定することで、エミュレーションサーバーの広告代理店の犯罪行為を力強く取り締まった。

【事件概要】

2009年9月頃、被告人呉文俊氏、劉健氏、曹倉龍氏、劉偉氏、劉剛氏は「雷霆広告」という名で、インターネット上に全国のエミュレーションサーバー架設者向けに広告業務を代理し、違法なウェブサイト上で、エミュレーションサーバー広告を表示してゲームプレイヤーを引き寄せ、広告の価格差によって利益を稼いだ。2011年4月から、被告人何宗法氏は上海盛大網絡發展有限公司（以下、「盛大公司」）の許諾を得ず、盛大会社のゲーム「熱血電奇」のログイン機器、ソースコードを収集し、コンパイラ・統合を行い、エミュレーションサーバーを架設し、仮想通貨を売却する形で利益を取得するとともに、被告人劉健氏らが運営する「雷霆広告」を通じて広告掲載の代理業務に従事していた。

第一審法院は審理の結果、次のとおり判断した。各被告人は営利を目的とし、著作権者の許諾を得ず、無断で当該著作権者の電子ソフトウェアを複製して発行した。そのうち、被告人呉文俊氏、劉健氏、曹倉龍氏、劉偉氏、劉剛氏の違法所得金額は大きく、被告人何宗法氏はその他の重大な状況があり、その行為は著作権侵害罪に該当する。被告人呉文俊氏は主犯であり、その他の被告人は従犯、被告人劉偉氏は累犯である。以上のことから、2014年9月25日、次のとおり判決を下した。著作権侵害罪で、被告人呉文俊氏に対し有期懲役3年、執行猶予4年を科し、罰金80万円を併科する。被告人劉健氏に対し、有期懲役3年、執行猶予3年を科し、罰金12万5,000円を併科する。被告人劉偉氏に対し、有期懲役1年8か月を科し、罰金8万円を併科する。被告人曹倉龍氏に対し、有期懲役1年4か月、執行猶予1年6か月を科し、罰金7万円を併科する。被告人劉剛氏に対し、有期懲役1年2か月、執行猶予1年4か月を科し、罰金3万円を併科する。被告人何宗法氏に対し、著作権侵害罪で有期懲役1年、執行猶予1年を科し、罰金2万円を併科する。

被告人呉文俊氏はこれを不服とし、他者が盛大会社の著作権を侵害していると「知り得ている」にもかかわらず、広告を掲載したという第一審判決の認定は誤りであり、認定された違法経営額、不当利得の取得額は根拠に欠けるとして、台州市中級人民法院に上訴した。

第二審法院は審理の結果、次のとおり判断した。呉文俊氏が捜査の段階で幾度か供述した、「雷霆広告」を通じてエミュレーションサーバーの広告の代理によって不法に利益を得たという事実は、原審の被告人が確認した、エミュレーションサーバーの広告代理業務の運営のために使用した銀行口座の電子請求書がその証左であり、他者が盛大会社の著作権を侵害しているという事実を呉文俊氏が知り得ていたと認定するに足りる。違法経営額に

関して、呉文俊氏が供述した、エミュレーションサーバーの広告代理業務の運営に用いた資金口座によると、すでに把握している部分の電子請求書について、運営期間の出金・入金は8,000万元余りに達している。呉文俊氏は「前半段階で広告料500万元前後を徴収し、後半段階で広告料2,500万元前後を徴収した」と供述しており、原審の他の被告人の供述内容と相互に裏付けられ、呉文俊氏の不法経営額が計2,950万元に達することを証明できる。原判決が認定した金額は高すぎるため、是正する。ただし、当該違法経営額は量刑に実質的な影響を及ぼさない。したがって、上訴を棄却し、原判決を維持する判決を下した。

9. 陳慶華氏、劉祖燕氏による登録商標虚偽表示罪事件 【(2014)浙金知刑終字第8号】

【入選理由】

知的財産権侵害犯罪事件において、関連物品が直接、犯罪に用いられる財物であり、犯罪行為の形成に決定的な役割を果たす場合、「犯罪に使用された本人の財物」とであると認定し、没収しなければならない。本件において、被告人が販売する製品は特殊で、高額の高貴金属である金であり、かつそれ自体の商品価値を破壊せず商標と分離し、独立して存在することができる。したがって、金が「犯罪に使用された本人の財物」であるか否かについては見解の相違がある。第一審法院、第二審法院は、被告人が販売した金は犯罪に該当するか否かに対して決定的な役割を有する。したがって、「犯罪に使用された本人の財物」として認定し、没収すべきとした。この認定はまた、罪刑均衡の原則に適合する。

【事件概要】

2013年8月初め、被告人陳慶華氏、劉祖燕氏は共同出資により、武義県桐琴鎮にある金燦購物広場（商業施設）の区画を借用することを取り決め、山東夢金園珠寶首飾有限公司の登録商標「夢金園」を不正使用したゴールドアクセサリを取り扱った。両被告人は借用した売場をゴールドアクセサリ「夢金園」の専門売場として内装し、商標「越豪」のゴールドアクセサリを調達した後、「夢金園」のロゴが入ったゴールドアクセサリの包装ケース、包装袋を仕入れ、「夢金園」と表示されたレシートを注文し、2013年8月8日に開店し、「夢金園」を詐称したゴールドアクセサリを販売した。2013年8月14日までに、両被告人は288元/gで「夢金園」を詐称したゴールドアクセサリ229点、計1,321.4gを販売し、売上高は計38万元余り、不当利得は2万4,000元余りに上った。2013年8月14日、武義県公安人民警察は、被告人陳氏、劉氏が取り扱う「夢金園」ゴールドアクセサリ専門売場からレシート、「夢金園」ゴールドアクセサリの包装ケース、包装袋および「夢金園」を詐称したゴールドアクセサリ372件、計2,866.33gを押収し、未販売額は計82万5,503.04元に上った。

第一審法院は審理の結果、次のとおり判断した。被告人陳氏、劉氏は登録商標所有者の許諾を得ず、同一種類の商品に登録商標と同じ商標を使用した。状況は非常に重大であり、その行為は登録商標詐称罪を構成する。そこで、2014年10月9日、次のとおり判決を下した。登録商標詐称罪で、被告人陳氏に対し、有期懲役3年、執行猶予4年を科し、罰金人民元5万元を併科する。被告人劉氏に対し、有期懲役3年、執行猶予4年を科し、罰金人民元5万元を併科する。被告人陳氏、劉氏が返還した犯罪収益人民元2万4,000元および公安機関が押収して事件記録に残した金2,866.33gは、没収して国庫に納める。公安機関が押収して事件記録に残した、「夢金園」を詐称した包装袋、包装ケースは、廃棄処分する。

第一審判決後、被告人陳氏、劉氏はこれを不服とし、第一審判決の「公安機関が押収して事件記録に残した金 2,866.33g は没収して国庫に納める」という処罰が重すぎると考え、金華市中級人民法院に上訴した。

第二審法院は審理の結果、次のとおり判断した。公安機関が押収して事件記録に残した金 2,866.33g は、陳氏、劉氏が他人から購入した後、山東夢金園珠寶首飾有限公司の登録商標「夢金園」を利用して販売したものであり、登録商標詐称罪に該当している。当該罪を構成するための要件は、商標権者の許諾を得ずに、同一商品に登録商標と同じ商標を使用することであるため、本件において金は当該罪を構成するための必須条件であり、かつ係争の金は、陳氏、劉氏の財物であるため、没収しなければならない。以上のことから、2014年12月15日、上訴を棄却し、原判決を維持する決定を下した。

10. 原告東帝公司 v. 被告上虞工商局工商行政処分事件 【(2014)浙紹行終字第64号】

【入選理由】

知的財産行政事件を審理するにあたって、行政法執行機関の第一次的判断権に対する尊重と司法機関の行政行為に対する裁判・監督機能との密接な関連性の実現を重視しなければならない。本件において、第二審法院は係争の工商行政処分の決定を審査することで、商標権侵害にかかる専門的な判断に関わる行政管理の領域において、鑑定結果を法執行の拠り所とする必要があるとき、行政機関は関連事業者が発行した鑑定結果について慎重に吟味する義務を履行しなければならないことを明らかにした。また、鑑定結果があまりに粗略であり、鑑定内容の信憑性、信頼性を証明できない鑑定意見については、審査、分析を行い、直接的に法執行の拠り所としてはならず、かつ実際の法執行活動において、原則として正規の 절차를踏み、処罰結果の合法性と公正性を確保しなければならないことを明らかにした。第二審法院が係争の工商行政処分の決定を取り消し、工商管理部門に対して改めて処理を行うよう命じる判決を下したことは、行政機関の知的財産権侵害行為の取締りを支援すると同時に、行政機関を監督し、法執行行為を適正化し、行政行為の対象者の合法的な権利・利益を保護するという、人民法院による司法審査の価値を体現している。

【事件概要】

スウェーデンの AKTIEBOLAGET SKF 社（以下、「SKF 社」）は、登録商標「SKF」の専用権者である。2012年10月17日、紹興市上虞区工商行政管理局（以下、「上虞工商局」）は、南通東帝五金有限公司（以下、「東帝公司」）が登録商標「SKF」の専用権を侵害した商品を販売しているとの通報を受け、同日、係争場所を検査し、抜取による証拠収集を行ったが、行政強制措置を講じる時、東帝公司に現場に立ち会うよう速やかに告知しなかった。その後、上虞工商局は SKF 社がライセンスを付与した SKF（中国）有限公司に真偽鑑定を依頼した。SKF（中国）有限公司は同年10月19日に鑑定を行い、係争製品は SKF 社の登録商標専用権を侵害すると認定した。差し押さえ、証拠調べ等の手続を経て、上虞工商局は2013年6月20日、虞工商処字[2013]160号行政処分の決定を下し、東帝公司が登録商標「SKF」の専用権を侵害したと認定し、権利侵害行為を直ちに止めるよう命じた上で、一、東帝公司が販売する、登録商標「SKF」の専用権を侵害したベアリング製品48点を没収する、二、罰金30万元を科する決定を下した。

東帝公司はこれを不服とし、紹興市上虞区人民法院に行政訴訟を提起した。

第一審法院は審理の結果、次のとおり判断した。商標権者は自身の製品の真偽を鑑別する能力を有しており、自身の製品に対して下された鑑定結果について高い証明力を有するため、これを信用して採用しなければならない。上虞工商局が下した処分の決定手続は正当である。強制措置手続に瑕疵が存在するとはいえ、処分の決定は法律規定を満たす。よって、東帝会社の訴訟上の請求を棄却する判決を下した。

第一審判決後、東帝会社はこれを不服とし、紹興市中級人民法院に上訴した。

第二審法院は審理の結果、次のとおり判断した。行政機関は鑑定結果を受け取ったとき、商標の真偽鑑別の専門性と重要性をもとに、基本的な監査義務を履行しなければならない。係争の鑑定結果の説明があまりに粗略であり、鑑定内容の信憑性と信頼性を証明できない。上虞工商局が係争商標の真偽の鑑別判断を完全に商標権者に任せたことは、合理的かつ慎重に吟味する義務を尽くしておらず、下した行政処分の決定は拠り所が不足している。また、「中華人民共和国行政強制法」の立法の本意によると、強制措置を講じるとき、当事者に現場に立ち会うよう通知し、手続の正当性を確保しなければならない。上虞工商局は、係争行政処分において東帝会社の手続上の権利を十分に保障できていないため、東帝会社が差し押さえ物品と証拠物品の信憑性に対して合理的な疑いを生じるに足りると同時に、本件の事実にかかる問題の審査に影響を及ぼし、手続上の違法に該当する。以上のことから、2014年9月24日、原判決を取り消し、上虞工商局による行政処分の決定を取り消し、上虞工商局に対し、本件について改めて処理するよう命じる判決を下した。